

令和2年5月1日 開会
令和2年5月1日 閉会
(臨時第4回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 119 号

令和 2 第 4 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

令和 2 年 4 月 27 日

大山町長 竹口 大紀

1 日 時 令和 2 年 5 月 1 日（金） 午前 10 時

2 場 所 大山町役場議場

3 付議事件

1) 議案第 66 号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

2) 議案第 67 号 大山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

3) 議案第 68 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）

4) 議案第 69 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○開会日に応招した議員

| | |
|-----------|-----------|
| 森 本 貴 之 | 池 田 幸 恵 |
| 門 脇 輝 明 | 加 藤 紀 之 |
| 大 原 広 巳 | 大 杖 正 彦 |
| 米 本 隆 記 | 大 森 正 治 |
| 野 口 昌 作 | 近 藤 大 介 |
| 西 尾 寿 博 | 吉 原 美 智 恵 |
| 岡 田 聰 | 野 口 俊 明 |
| 西 山 富 三 郎 | 杉 谷 洋 一 |

○応招しなかった議員

なし

第4回 大山町議会臨時会会議録

令和2年5月1日（金曜日）

議事日程

令和2年5月1日（金曜日） 午前10時開会

1 開会（開議）宣告

2 議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第66号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第67号 大山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第68号 令和2年度大山町一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第69号 令和2年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

追加議事日程（第1号の追加1）

追加日程第1 陳情第5号 新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急支援の陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 森本貴之 | 2番 | 池田幸恵 |
| 3番 | 門脇輝明 | 4番 | 加藤紀之 |
| 5番 | 大原広巳 | 6番 | 大杖正彦 |
| 7番 | 米本隆記 | 8番 | 大森正治 |
| 9番 | 野口昌作 | 10番 | 近藤大介 |
| 11番 | 西尾寿博 | 12番 | 吉原美智恵 |
| 13番 | 岡田 聰 | 14番 | 野口俊明 |
| 15番 | 西山富三郎 | 16番 | 杉谷洋一 |

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持 田 隆 昌 書記 …………… 三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀 副町長 ……………小 谷 章
総務課長 ……………山 岡 浩 義 財務課長…………… 金 田 茂 之
住民課長……………永 見 明 健康対策課長 ……………末 次 四 郎

午前 10 時開会

- 議長（杉谷 洋一君） みなさんおはようございます。
 - 局長（持田 隆昌君） 互礼を行いますのでご起立ください。一同礼。着席ください。
-

開会・開議・議事日程

- 議長（杉谷 洋一君） ただいまの出席議員は、16 人です。
定足数に達していますので、令和 2 年第 4 回大山町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に 配付のとおりであります。
-

日程第 1 会議録署名議員の指名について

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第 1、会議録 署名議員の指名を行います。
本臨時会の 会議録 署名議員は、会議規則 第 125 条の規定によって、1 番 森本 貴
之 議員、2 番 池田 幸恵議員を指名します。
-

日程第 2 会期の決定について

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日、1 日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（杉谷 洋一君） 異議なしと 認めます。
したがって、会期は本日、1 日限りに決定しました。
-

日程第3 議案第66号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第3、議案第66号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） おはようございます。

議案第66号 大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り、傷病手当金を支給するため、大山町国民健康保険条例の改正を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が同年1月1日から同年9月30日以降の町長が定める日までの間にある場合について適用となります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） この条例のタイトルというか、真ん中へんのかっこの中ですけども、「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金」とありますし、その次の2枚目のほうの3行目には、まるかっこの中に(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金と給与等との調整)というふうにあるわけですが、被保険者、被用者だけではないのかなど、等がついているということは、他にもあるのかなど。私としては事業主もこの中に含めるべきだというふうには考えてはいるんですが、事業主も含むという意味の等なんですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 詳細は担当からお答えしますが、この等に事業主が含まれるということではなくて、先ほど提案理由の説明でさせていただきましたとおりコロナウイルスに感染した方以外にも感染が疑われる、あるいは、それに対する療養等で労務に服することはできない人ということで等ということであります。

詳細は担当からお答えします。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） お答えいたします。

先ほど町長が町長の答弁にありまして、事業主は雇用者というぐあいではござ

いませんで対象とはなり得ません。

ただ「等」ということでその被用者ということがございまして、等というものを付けております。以上です。

○議員（8番 大森 正治君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 分からないでもないですが、条例の関係上、やはり事業主というのね、一人親方の場合なんか出ないということになりますから、これ本当になんかおかしいなというふうな気がするわけでしてね。だけ、そういう事業主に対してもこの新型コロナウイルスにかかった場合、傷病手当金のようなものが出せないのかどうなのか。そういう手段はないものなんでしょうか。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） この傷病手当金につきましては、その性質上、所得補償という面もございまして、ですからその雇用されてる方、被用者の方には、そういった意味合いで手当金が支給されるということがございます。

事業主の方につきましても、病気で休まれたりしなければならぬということもございまして、その事業者として別の手当、例えば国がされています休業補償だとか、そういったことがございますので、そういったのが、ただいろんなケースがあると思いますが、そういったところでの手当ということが考えられるというふうに思っています。

以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（13番 岡田 聡君） 議長、13番。

○議長（杉谷 洋一君） 13番 岡田議員。

○議員（13番 岡田 聡君） 附則のところちょっと質問いたします。

傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日からとなっておりますが、どうしてこの1月1日なのか、現在のところまだ大山町、町内では陽性の方は出ていないはずなんですけど、1月1日の意味をお願いいたします。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） 1月1日でございますが、これはまあ全国的に見て、今年に入ってからコロナ感染症が発生をしたという面で国のほうが示してきた日にちでございまして、それに準じて附則にうたっているところでございます。以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいでしょうか。その他。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長、7番。

○議長（杉谷 洋一君） 7番 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） 全体的にこの条例聞きたいんですけど、国民健康保険に加入されている方は個人事業者及びこのへんで言ったら農業者というふうになるんですけど、こういった方々、3か月間の給与っていうのが、なかなか算定しづらいことが出てくると思うんですけど、どのようにこれを算定されるのかというのが、まず1点。

それからこの中で先ほど言いました給与の一定枠の補償ということなんですけども、実際その算定がどうなるか分からない状況によって、その給与というふうにどういうふうに見られるか。先ほど言われましたように、例えば大工さんとか、そういう方が国民健康保険に入っとられる方、その方が月々給与的なものを支払いますから算定しやすいと思うんですけど、そのあたりについてどのように判断されるのかっていうのが、2点お聞きしたいと思います。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） 給与の算定方法でございますが、この手当金の支給の手続きのなかで、事業主の方からその対象となられる方の直近の3か月分の給与の金額を示していただくようになっております。就業日数と合わせて。その直近の3か月分の合計を3か月間の就業日数で割って、例えば1日あたりの基礎となります金額を出しまして、その3分の2を商業傷病手当金として支給をさしていただくと。後は休まれた日数をかけるわけですけど、そういった形で算定をさしていただくという具合になっております。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） もう1回、ちょっと確認させてくださいね。

ということはね、先ほどありました個人で農業される方は、個人ですよ、収入。で、法人化されているところは給与になりますよね。で、同じ農業をされても、法人化されたところは支払われるけど、個人の方には支払われないということで理解していいんですか。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。

○議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） 法人化と言いますか、あくまでも例えば青色申告で専従給与として支払われている場合、そういった場合のないいわゆる給与として支払われている方については対象になりますけども、個人事業者さんでそういった給与払いを受けておられない方につきましては、対象とはならないということでございます。

以上です。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。その他質疑ありませんか。

○議員（4番 加藤 紀之君） 議長、4番。

- 議長（杉谷 洋一君） 4番 加藤議員。
- 議員（4番 加藤 紀之君） 66号についての資料が配られています。1枚めくったところに6番傷病手当金支給額の算定の例が載っています。ケース1とケース2と、これどういう例として挙げられたのか、ちょっと説明をお願いします。
- 健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長。
- 議長（杉谷 洋一君） 末次健康対策課長。
- 健康対策課長（末次 四郎君） ケース1につきましては、一般的な形として、このような形態が想定されるかなということで作成をいたしました。
- ケース2につきましては、場合によっては、高額な給与をもらう方がいらっしゃった場合の計算式でございますが、そうなった場合でありましても、2ページ目の最後のところに書いておりますが、仮に高額となった場合でありましても、あくまでも上限が決められていますということをお示しするために作成したところでございます。以上です。
- 議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
- これから議案第66号を採決します。お諮りします。
- 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
- 〔 賛成者起立 〕
- 議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。
- したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第67号

- 議長（杉谷 洋一君） 日程第4、議案第67号 大山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。
- 提案理由の説明を求めます。竹口 大紀 町長。
- 町長（竹口 大紀君） 議案第67号 大山町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給が行えるよう、鳥取県後期高齢者医療広域連合において条例改正がなされたところを受け、大山町でも後期高齢者医療制度の被保険者から傷病手当金の申請を受け付けられるよう条例の一部を改正するものであります。
- なお、この条例は、公布の日から施行となります。
- 以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり 決定することに 賛成の方は 起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 68 号

○議長（杉谷 洋一君） 日程第 5、議案第 68 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀 町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 68 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 2 号）

については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、特別定額給付金事業と子育て世帯への臨時特別給付金事業を実施するにあたり、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものであります。

この補正予算第 2 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 16 億 5,122 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 126 億 3,814 万 6,000 円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1 番 森本 貴之君） 議長、1 番。

○議長（杉谷 洋一君） 1 番 森本議員。

○議員（1 番 森本 貴之君） それでは予算書の歳出 4 ページのところでお聞きいたします。

社会福祉総務費、この中に職員手当等、それから役務費等含まれておりますが、緊急経済対策として特別定額給付金 10 万円の交付が、県下においては、早いところで本日 1 日以降申請書が各世帯にまわり、14 日に支給される見通しとなっているようですが、本町におきましては、交付のスケジュールですね、どのような見通しになっているのか、お聞きしたいのが 1 点。

それからですね、この給付を受ける方ではありますが、例えば自治体によっては、75 歳以上、単身者の希望者へ、職員さんが出向き、手渡しをされるような例も出ています

が、本予算にはそのような内容は含まれておりますでしょうか。含まれていないのであればそのような必要性をどのように考えておられるのかお聞きするのが2点目。

また関連してですが、国の補正予算にもありますが、この一律10万円給付のほかに事業者への支援、持続化給付金等の対応等も視野に入れた補正予算となっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当からお答えをして足りないところがあれば、後で答えます。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） 森本議員さんからのご質問ですが、まず第1点めの交付スケジュールでございますけれど、申請書の発送を5月11日に予定をしております、翌12日に受付のほう開始をする予定でございます。最初の給付ですけれども、これの予定が、優先分につきましては、5月22日を予定しております。あとオンライン申請が本日より申請が可能となっております、これの給付につきましては、速やかな給付ができるよう関係機関と調整中でございます。

また、先ほど申しました、給付の開始を5月22日という、郵送分につきましても、ただいま関係期間と調整を行っているところでございます。

次に、給付を受ける方を訪問してというところでございますが、基本はですね、郵送あるいはオンラインでということになっておりまして、それが難しい、コピーが例えば自宅でできない、あるいはコンビニでできないという方に関しましては、役場住民課あるいは各支所での受付を行っておるところ、行うようにしておるところでございます。

また、身分証明書等のコピーにつきましては、それぞれの3公民館のほうでもできるようにということにしておりますが、職員が出向いてというところは今のところ予定としてはございません。

3点目につきましては、こちらのほうでちょっとお答えでき兼ねますので、以上でございます。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） そうしますと3点目だけお答えしたいと思います。今、昨日の夜ですね、国のほうで補正予算が成立しました。で、経済産業省のほうで持続化給付金、今日から申請ができるということで、早ければ1週間、2週間で給付が始まるというような予定になっております。で、特にその対応分の予算というところはここには含まれておりません。事業者への対応としましては、昨日も商工会のほうから要望をいただいております、この持続化給付金等が始まりますと、商工会のほうでも、いろいろ

サポートが必要になってくるというところで、商工会通常業務をしながらですので、手に負えない部分が出てくるかもしれないということが懸念としてありました。

そういったところで、持続化の給付金も事業者の方が、申請手続きが難しいからと言って断念をされる方がないように役場でもしっかりサポートはしていきたいというふうに思っております。

その他にも、今回その個人向けの一人 10 万円という定額給付金の予算ですけれども、事業者等に関しましては、また今月中になろうかと思いますが、また臨時議会をお願いするような形で、町独自の支援策等も盛り込んでいきたいというふうに思っています。基本的な考えとしましては、前回全員協議会等でお話をさせていただいたとおりで、このコロナウィルスの影響によって、非常に事業等経営が苦しい事業者たくさんいらっしゃるというのは認識をしているところであります。町内の事業者がコロナウィルスの影響によって、廃業されるようなところが無いように、町としても支援策をしっかりと考えていきたいというふうに思っています。

○議員（1 番 森本 貴之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 森本議員。

○議員（1 番 森本 貴之君） この定額の給付のスケジュールにつきましても、11 日発送し、翌 12 日から受付を開始しということで、納付が 5 月 22 日ですか、を予定されているというところで、まあオンラインについては、関係期間と今調整中ということですので、未定ということかなというふうに理解しておりますが、その調整については、22 日予定されているところももしかしたら変更がある要素を含んでいるのかどうなのかということも再度、ちょっと確認しまして、また申請書を各世帯へ送られる時に、こういったスケジュール等把握できるような資料等も同封されて送られるのか、ちょっと確認したいのが 1 点と、それからですね、75 歳以上単身者の希望者の方へ、まあ職員さんが出向いてという話も例として出させていただきましたが、答弁のなかでは基本的には郵送とオンラインであると。で、必要とあれば窓口のほうへ相談ということもありますが、こういったことが難しいであろうから単身者の方へ向けて、こういった行政の対応を検討されて実行に移されておる自治体があると私は思っていますので、そういったところ今のところの必要性はないというふうに感じておられますが、もう一度今のところそういった検討をされていない背景なり、なぜそのような検討に至らなかったのか補足説明をいただきたいと思っております。

それからですね、最後に町長のほうから補足いただきました事業者の皆様へ向けて閣議決定されました持続化給付金等への対応も今お聞きしたところです。正に事業者の皆さん、本当に生活苦しくて、先が見えない闘いがこれから続くなかで、やはり町としてどこまで支えてもらえるのか、そういった寄り添った気持ちが本当に大事になってくる時期じゃないかなというふうに思います。

そういった倒産するような企業がないように、支援していくということもですね、考えておられるようでございます。しっかりとそういった商工会の皆さんの気持ちに寄り添いながら町独自の施策を考えていただきたいと思います。

持続化給付金に関しましては、補足のなかで説明いただきましたので、国が示す50%の割合を下回るような例えば自治体独自で49%以下、15%から49%といった割合を示して少なからず支援している自治体もありますので、どうか前向きな検討を進めていただきたいと思います。

〔「1点目と2点目について」と呼ぶ者あり〕

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） スケジュールの調整について変更があるかという1点目のご質問でございますが、22日が郵送の給付の開始というところで考えておりますが、ひよっとしたら調整によってですね、変更があるかもしれないというところでございます。

2点目の、スケジュールを同封するかというところでございますが、これにつきましては、スケジュールのほうも書いてご案内したいというふうに考えておるところでございます。

また75歳以上の単身者についての対応でございますが、そのへん、全員に給付を行き渡らせるというのが本来の趣旨でございますので、そのようなことが実際に難しいということであればそのへんは柔軟に対応しなければいけないんだというふうに考えておるところでございます。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

振込に関しては、可能な限り1日でも早くというような方針をもって担当も進めておりまして、あと金融機関との調整もありますけれど、給付を受けられる方が1日でも早いほうがいいというのは、皆さん認識は一緒だというふうに思っていますので、そのように進めていきたいというふうに思っています。

75歳以上の高齢者の世帯に対して支援をとということですけど、これは申請の状況を見ながらですね、明らかに申請ができるのに出てきてないところがあるとか、ということがおそらく出てくるかと思えます。そういったところにやはり申請を断念した方がないのか、しっかり確認をしながらきめ細かな対応をしていきたいというふうに思います。独居の世帯とか、高齢者世帯、非常に申請が難しいというところもあろうかと思えますし、あまりないとは思いますが、情報が行き届いていないというところで給付金に関して詳しくご存じない世帯等もあろうかと思えますので、きめ細かく対応していきたいというふうに思います。

事業者への対応につきましては、今回の議案等には含まれていないというのは先ほどお答えしたとおりでありますけれども、今後臨時会をお願いして、予算提案等させていただきたいと思っています。今日、机の上に議会のほうに商工会からも陳情が出されたということで、同じものをこちらにも昨日いただいております。

そのなかで、商工会の方ともお話をさせていただきましたが、陳情のなかに例えば事業者に対して一律で 10 万円の給付をとというような話がありましたけれども、事業者によっては、本当に一律給付が効果的なのかどうか、というところもあります。10 万円もらったって焼石に水だわいというような事業規模でされているのであれば、本当に個人事業主的なところで 10 万円もらうだけでも助かるといったところ、さまざまあろうかと思いますが、今、国のほうで持続化給付ということで、給付をされて、ひとまず、売り上げ減少幅が大きいところというのは、対応がされていくものと思っています。森本議員が例に出された 49%から 15%というところは、報道でみる限り、昨日日野町あたりで出ていた話かなというふうに思いますが、やはり持続化給付金の対象にならない前年度同月費 50%を下回るような売り上げになっている事業者以外にも、そりゃあ 4 割減でも 3 割減でも困っているところはあるかと思いますが、町内事業者がどういう状況になっているかを今早急に情報を収集しているところでもありますので、それをベースにして今月中にまた補正予算等で独自の支援策をお願いしたいというふうに思っております。

○議員（1 番 森本 貴之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 森本議員。

○議員（1 番 森本 貴之君） 一つ聞き漏れていたことがあります。

今回計上された事業で、2 点目で、子育て世帯への臨時特別給付金事業というものもございます。これにつきましてもその給付時期でありますとか、そういった申請がいるのか、要らないのか、そういったスケジュールを確認したいと思います。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） こちらのほうは 6 月 5 日の児童手当の支給日に支給を、ものは別ですが上乘せみたいな形で、支給をさしていただくようにしておるところでございます。

で、違ってきますのは、公務員の関係ですが、公務員は児童手当ですと、それぞれの役所と言いますか、そこから支給されておりますが、この子育て世帯の臨時特別給付金につきましては居住の市町村がするという事になっていきますから、こちら公務員につきましては、申請書のほうを提出していただきまして、12 月までの申請をしていただいて、適宜給付のほうさしていただくという格好になってございます。

○議長（杉谷 洋一君） 他に。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（杉谷 洋一君） 9番 野口昌作議員。

○議員（9番 野口 昌作君） 今日の日本海新聞に、琴浦町なんかの取り組みが出ておりました。本町についてはオンラインで1日から受け付けるというようなことが日本海新聞に出ておりました、町民の皆さん方がそれを見て、私のほうに電話がありました、オンラインとはどういうことかというようなこと、電話がありまして、私もええぐあい分からんわいやというような話だったわけですけど、琴浦町と大山町との取り組みの違い、まあ琴浦町ではもう申請書をもって出るんだというようなことが載っておりましたが、大山町はオンラインだということしか書いてありません。そういうような違いがどういうことか出てきているのか、これからオンラインという方法をどういう形で行っていかれて、周知はどういうようなことを考えておられるかということをお尋ねいたします。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） 野口議員さんからの琴浦町との違いということでございますが、琴浦町が発送が4月30日だったと思いますけども、大山町は5月11日から郵送で発送させていただくと、その違いといいますか、その準備で封筒ですとかそういったものが手に入らないっていうか、というようなところがございまして、11が精一杯の発送の日数になったというところがございます。

それでもう1点、オンラインの申請方法ということでございますが、マイナポータル申請という、マイナポータルというのは、総務省のホームページのところでございます、そこにピットリサービスというところがあるんですが、そちらにそのマイナンバーカードが必要でございます。マイナンバーカードで持っておられて、署名用、電子証明書の暗証番号と4桁の暗証番号を持っていられる方が対象になるということでございまして、今のマイナポータルの画面からちょっと口でいうのはなかなか難しいところがございますが、その画面から入って行って必要な入力をしていくというところがございます。

必要なものはパソコンとカードリーダーライター、カードを読み込む機械ですね、あるいは今のマイナポータルに対応した携帯電話のどちらかが必要になってまいります。ざっとした説明でございますが、以上のようなところです。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口昌作議員。

○議員（9番 野口 昌作君） 琴浦町との取り組みについてはちょっと分かりましたけど、できるだけ取り組みを早くしてもらいたかったなと思ったりするわけですけど。

それからオンライン制度については、世帯主が申請するというようなことになってい

るでないかと思えますけど、世帯主の方がそういうことを承知しといてどんどん利用されるというような想定でおられるのか、いわゆる書類申請が基本になっているかと思えますけども、書類申請を出される、マイナンバーも出されるというようないろいろ複雑なことになると思えますけど、そういうような点の調整というか考え方というものをきちんとする予定がありますか。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） 申請の方法には郵送の申請とマイナポータルによるオンライン申請の基本的には2種類がございまして、そのどちらかでしていただくと言う格好でございまして。

どちらにしましても、世帯主の方が証明、自己の本人確認、本人確認の場合はオンラインのほうはマイナンバーカードで行いますからそちらのほうは必要ございませんが、あと口座番号の確認できるものというものを添付していただく必要がございますから、その時に郵送だとコピーをしていただく必要があるということでございまして、オンライン申請と郵送による申請があるということを申請書の送付の時にご案内をするように案内文書を付けてご案内をするようにしています。また、難しいという方がありましたら、役場なりで受付をいたしますというところのご案内をするようにしております。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口昌作議員。

○議員（9番 野口 昌作君） 書類申請だと郵送で各個人が役場に郵送するということが基本だと。持参してもいいということになるということですね。書類申請の場合。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） 郵送申請の場合は、返信用の封筒を同封しておりますから、それに入れていただいて、投函をしていただくというのが基本というふうに考えておるところです。

○議員（8番 大森 正治君） 議長、8番。

○議長（杉谷 洋一君） 大森議員が前回から手を挙げておられますので、8番 大森議員。

○議員（8番 大森 正治君） 支給される家庭いろいろあるわけですが、報道もされておりますけども、DVの世帯、ドメスティックバイオレンスを受けている人、一時的に避難されておって世帯主が申請するわけですからそこにいくんだけど、DVを受けている奥さんとか子どもたちが別で今住んでいないというような時に行かない可能性もありますよね。そういうDVの世帯が大山町内にあるのかどうなのか分かりませんが、やっぱりあるかもしれないということを想定しなければならないと思うんですけど、そう

いう世帯に対する配慮っていうのか、あった場合にどういう支給の仕方を考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） DV の関係でございますが、対象となる配偶者からの暴力を理由に避難している方の要件というのがございまして、次に申します3つのいずれかに該当する場合でございます。

1 つ目が配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること。2 つ目としまして婦人相談所から配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書や、配偶者暴力対応期間の確認書が発行されていること、3 つ目としまして令和 2 年 4 月 28 日以降に住民票が今お住まいの市町村に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置の対象となっていることということがございまして、基本的には 4 月 30 日までが申し出期間ということに全国自治体なっておるんですが、それを過ぎたあとでも申し出は、申し出書の方、受付をいたします。で、その場合には、住民課のほうにお話しをいただいたら、その辺のご案内をさしていただきたいというふうに考えているところです。

○議員（8 番 大森 正治君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大森議員。

○議員（8 番 大森 正治君） いろいろと要件があるようですが、それがはっきりすれば当然避難している方の方に また別途支給されるということではないでしょうか。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） そうですね。そういう申し出があつて条件が満たしておられてということであれば、その避難をされておられる方のほうに、給付金のほうがいくということになっております。

○議員（6 番 大杖 正彦君） 議長、6 番。

○議長（杉谷 洋一君） 6 番 大杖議員。

○議員（6 番 大杖 正彦君） 今の支給に関することで関連することなんですが、今 DV の虐待で別居中の方について質問がありましたけども、答弁では必要な書類をそろえろと。と、言いましても町内であるかどうかは別としまして、児童相談所なりに言っても、受付てもらえない、そういう書類が発行してもらえないという場合があります。テレビなんかでも放任されたとか、受付なかったという例がたくさんあります。そういったことも含めて、時間掛るんです、その書類揃えるのも。それにその方もわからない。

であれば、住民票がなくても、世帯主のほうに、本人あるいは子どもさんの確認がとれば窓口で現金支給するような体制を考えないといけないと、私は思いますので、その辺が一つ。

それから交通遺児とか児童養護施設に入所中の方もおられます。こういう子どもさん方に対する支給の対応、これが2つ目。

それからもう一つは、これ大森さんが質問すると思ってたんですけど、税滞納者の方、おられますよね、こういう方に特別給付があった場合、督促をしないというようなことをしないと、これは経済をあるいは生きていくための目的ですから、そういう趣旨を鑑みてそういう上の対応はどうなっているかを3つをお尋ねします。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） 今、3点ご質問があったかと思いますが、最初の2点につきましてこちらのほうで答えをさせていただきたいと思いますが、まず、児童相談所等の相談が、相談した場合、非常に時間が掛かると、いうところがございますが、国の要件のなかでもある程度、そういった要件が緩和されてきているような文章がきておりまして、そのへんはですね、ある程度柔軟に対応していただけるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の交通遺児等の施設に入っておられる児童につきましては、その里親の方のほうにそれが世帯主として、代表として申請書が届くようになっておりますので、そのような対応とうことになっております。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（杉谷 洋一君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） すみません。ちょっとあやふやな状況で答えできないと思いますので、改めて確認をさせていただいてお答えしたいと思います。申し訳ありません。

○議員（6番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 大杖議員。

○議員（6番 大杖 正彦君） 税の滞納者への対応ですけど、差し押さえはしないということぐらいはこの件です、ひとつ欲しかったなと思います。

その他、持続化給付金については先ほど町長の答弁で、商工会からの陳情も含めてこれから対応していきたいということでしたから是非期待したいと思いますが、いずれにしましても、町長のほうに聞きたいんですけど、前回の臨時会、4月23日の時に、この給付に対しては、システムを構築して、依頼して委託してると。その完成した後と仰ってましたけど、時代が凄いスピードで動いていますから、この件については、非常にスピードが大事です。今言われてることは、スピード感ではなくて、スピードそのものが、実施に移すことが重要だということを含めて、4月23日の時点でその前日にはほかの町村では対応を独自には始めているわけですので、町長の判断が遅かったんじゃないかと思いますが、町長その辺の関係で説明をお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

23 日にも全協等でお話をさせていただいたとおりであります。確かに他の市町村で独自に支援策を予算化したりという動きは確かにみられています。大山町としても、たとえば報道に出るような独自の支援策をすぐに打ち立てるということであれば、それは出せるかなというふうに思います。しかしながら、先ほど、森本議員の質疑にもお答えしたとおりでありますけれども、実効性がある効果的な支援策をしなければ、ただ何となく支援策を造りましたとか、一律でばらまいて何かやった格好にしましたとか、こういうことであれば、おそらく本当に事業を営んでおられる方からしますと何を考えているんだというようなことにもなりかねない。何も、その経営の、例えば経営破綻を回避するような手立てにもならない、ということあれば、全く効果的な財性の出動にならないというふうに考えております。

基本的には、事業計画が非常に難しいというところであれば、あるいはその資金繰りが大変だということであれば、その融資制度というところを走っています。売り上げが減って、困っておられるところというのは、国の持続化給付金が走りはじめました。で、国、あるいは県も非常に広い範囲でやっていく支援策というのは、打ち出していくんでしょうけれども、町としてやらなければいけないのは、その町の産業の状態に合わせて柔軟に支援策を展開していくことだろうというふうに思っています。

確かに最近コロナウィルスの報道が毎日のようにあって、で支援策というところでもいろんな市町村がいろいろなそれぞれの独自の支援策を出してきています。大山町でも少しずつやってきているところでもありますけれども、それぞれの町によって状況が異なりますので、大山町の産業の状況、あるいは事業者の今の経営状況等をしっかりみて、どういう対応が必要なのかというところを判断したうえで独自の支援策をまとめていきたいというふうに思っています。

他の市町村はやっているところは、それぞれの市町村の状況に応じてやっているものだというふうに考えております。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 議長、4 番。

○議長（杉谷 洋一君） 4 番 加藤議員。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 先ほど大杖議員が特別定額給付金について差し押さえの対象とすべきはでないというようなことを仰いましたが、お答えになりませんでしたので、ちょっと私が代わりに答えますが、制度上、差し押さえてはならないお金となっておりますので、その心配はございません。

この給付金ですけれども、経済的に困窮をされている方もおられれば、そうではない方にも配られるお金です。そうではない方にどうやって地域で使っていただくかという

工夫という必要だと思いますが、町長は何かおえでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

基本的には生活に困っている人への給付という意味合いと、やはり地元の商店をはじめとして、経済的に打撃を受けているところへの消費の喚起というところもあろうかと思えます。

今回の予算総額、単純計算ひとり 10 万円としましても、大山町 1 万 6, 000 人で約 16 億というところで、生活に困っておられる方というのが、即経済的な支出に結びつくかは分かりませんが、特に余裕がある方に関しては、この 16 億というお金が町内に落ちればかなりの経済効果だと思います。できれば、町内消費をしていただきたいと思っております、これは担当企画課で今、啓発等をしていこうということで動きは始めているところであります。

中には選択肢として、余裕があるからもらわないという選択をされる方もあろうかと思えますが、もらわないという選択をされても、確かに財務省は喜ぶかもしれませんが、町内経済的にはもらっていただいて、町内で使っていただくほうが効果的だというふうに思っておりますので、そういうような、具体的に財務省がというような呼びかけではないですけれども、しっかり町内で使ってくださいというような呼びかけ、啓発はしていきたいというふうに思っています。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 加藤議員。

○議員（4 番 加藤 紀之君） 当然呼びかけだったりも必要だと思いますけれども、他町ではプレミアム商品券だとかを販売されたりして町内での消費を喚起する施策も考えておられます。我が町でも、過去にもプレミアム商品券とかありましたけれども、プレミアム率をアップしてでも町内事業者にとってプラスになるような施策を考えていただくと効果的に経済支援策にもなり得るのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 今、新型コロナウイルスの対策本部とは別に経済対策の会議というところでいろいろ検討しているところで、前回、一番直近に集まった際にも、いろいろどんな施策ができるかというところを話しあっている時に、町内のお買い物券というお話も出ています。で、いまこれをしっかり練って連休明けにある程度方向性を出したいと思っております。選択肢の一つとしては、今検討中であるというふうにご認識をいただければというふうに思います。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（杉谷 洋一君） 10番 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） 申請の仕方のオンライン申請のことでお尋ねしたいと思います。今朝の新聞で大山町はオンライン申請を今日から受付ということでどうかなと思っていたんですが、どうも担当課長の説明を聞くと、相当難しいんだなと思って聞きました。マイナンバーカードがまず必ずいるということのようですから、しかも世帯主がマイナンバーカードを持っていなければならないと。大山町今現在、何世帯、結局対象の世帯が何世帯あるんでしょうかね。そのうち、世帯主がマイナンバーカードをもっておられる世帯がどのくらいあるのか、実数が分かっているならば、あるいはどのくらいの数を想定しておられるのか。それでマイナンバーカードだけあってもどうもだめなわけですね。カードリーダーが必要なわけですか。カードリーダーを持っている、マイナンバーカードを持っていて、カードがリーダーを持っている世帯主さんが、町内でどのくらいおられると推定しておられるかお答えいただきたいと思います。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） 対象の世帯と言いますが、5,800世帯程度ございますが、世帯というところですね、マイナンバーカードの普及率がどのくらいかというのは承知をしておりませんが、人口で言いますと10数%のカードの交付率というところがございます。

で、そのなかで世帯主となりますと、かなり低い割合が実際の世帯主であり、尚且つマイナンバーカードを持っておられるというところではないかというふうに思います。で、あとそのカードリーダーというのは、パソコンの場合ですね、パソコンの場合はカードリーダーが必要になります。あとスマートフォンですね、対象機種によっては、あたらしい機種になろうかと思いますが、そういったマイナポータルと言いますか、マイナンバーカードを読み取る機能があるスマートフォンがあるようでして、そういったものですと、申請がオンライン申請ができるということでございます。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 近藤議員。

○議員（10番 近藤 大介君） そういったマイナポータルに対応したスマートフォンを持っておられる世帯主さんもかなり少ないのかなと思うので、そうすると現実的にオンライン申請が可能な世帯といおうのはかなり少ないという理解でいいわけですか。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） 今、近藤議員さん言われましたように、全体の世帯からみればですね、かなり少ない世帯であろうというふうに思っているところです。

もう一つ言わしていただきますと、申請書郵送の場合はですね、対象の方がすべて印字されおりますから、必要なところを印鑑押していただいたりですとか、添付の部分のコピーは必要ですけども、そういった記入の手間があまりない、あとマイナポータルですと、全てを入力を世帯の方していただかないといけないという点がございます。決して、マイナポータルが悪いという話ではなくて、家においてできますから非常に便利でしていただきたいと思いますが、現状としてはそういったことだというふうに思っています。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 他にありませんか。

○議員（7番 米本 隆記君） 議長、7番。

○議長（杉谷 洋一君） 7番 米本議員。

○議員（7番 米本 隆記君） ちょっとお聞きしますけど、これ行政の対応の問題だと思うんですけど、実は先ほどありましたけど、近隣の町村では先月の22、23日だったかな、新聞報道されて、特別定額給付金が支給されるということが新聞で議決されて、ということが新聞に出ました。行政のほうとしまして、県からの通知等はそんなに開きがないはずなんです。こちらに届くのに。なのにどおして早いところは20日過ぎには議会のほうに上程されて議決される、今回本町では今、今回提案されている。このへんタイムラグですね。やっぱりこれが遅いんじゃないかなとちょっと考えるんですが、そのあたりどういったふうに考えておられるかお聞きしたいと思います。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

確かに市町村によって差があって全国的にはかなり早いところもあったり、県内には隣の琴浦なんか早くに補正予算を成立させてという動きがありました。それ以外の自治体は、大山町のようにこの時期に補正しているところであります。理由としましては、国あるいは県からもなるべく早く給付ができるように補正予算の成立を待たずに動き始めて欲しいという内容の文書等がありました。で、確かに分からなくもないが、基本的には国から全額降りてきて、それを給付するような形になりますので、やっぱり国の予算、昨日通りましたけれども、国の予算が通って始めて市町村の議会の予算を通るといような形になるのかなというふうに思います。議会の皆さんに言うのは釈迦に説法かもしれませんが、昨日夜に国会で補正予算が成立するまでというのは、制度として方向性としてだいたい一人10万円の定額給付だということにはなってはいますけれども、事実何も決まっていけないというのが現状です。国会で決められて初めてそれは正式なものになる、というような状況を踏まえたと、さすがに先に予算組んでおいて、手続き等はじめて、はしごを外されることはないと思いますけれども、大山町におきま

しても 16 億というお金が動く事業でありますので、やはりそこは手続き的に国の補正予算成立で、町の予算の補正をするという形になろうかというふうに思います。

それ以外の部分で事務的に進められる手続きというのは、準備を着々しておりますので、今日議決をいただければ、それ以外の予算絡みのところの手続きも引き続き進めていける状況になろうかというふうに思っています。

○議員（7 番 米本 隆記君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 米本議員。

○議員（7 番 米本 隆記君） そういうことでありましたら国のほうから最初から待たずに動くというようにというふうな通達も来ておったということでありましたら、今回今日提案されて支給が 5 月 11 日から申請書を配布して 12 日から受けつけるということがですね、実際ではほんとでしたらもっと早く、連休明けからでもできる、ことはできたというふうに思うんですが、そのへんところ行政としての、やっぱり後手後手になってるんじゃないかと感じる次第なんですけど、そのあたりどうなんですか。

もしも町長が言われるように、先に準備だけは進めていくということであれば、なるほど国のほうは昨日決まりました。ならそれが直ぐ今日提案されて、週明け 7 日ですか、からでも受付できます、発送して受付しますということはできてもおかしくなかったと思うんですそのへんどうでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

確かに早い自治体見ますといろいろあります。で、国としまして 5 月中のなるべき給付をとというような話もあっているが、そのスケジュールに国の示すようなところよりもなるべく早くしようという気持ちをもってやっております。早いところはなんで早いんだというのは、その市町村の状況にもよると思います。何個か前の質疑の答えで住民課長答えましたけれども、例えば物品の確保、封筒、全国的に一斉に封筒、あるいは返信用封筒を自治体が準備するということで、手に入らない。マスク不足は確かに世間でありますけれども、行政は封筒不足というところが始まっておりまして。で、封筒の入手ができないと発送もできないというところでいろいろ努力をして 1 日でも早く申請書を発送しようということで物品の確保等もやってきたところでありましてけれども、結果的に 11 日の発送というところになっております。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長、12 番。

○議長（杉谷 洋一君） 12 番 吉原議員。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 今の状況というのは、国際的にみてもそうですけれども、日本でみても震災の大激震というかそういう捉え方ぐらいの今状況だと思います。今もこの連休中も人の動きはなく、観光地なども人が全くいない、こういう状況なんか

みたこともありません。ですので、私が思うのは、今取り敢えず質問いたしますけれども、子育て世帯への臨時特別給付金についても、そしてまたこの 10 万円についても国からの予算で、町独自の予算は何も使っていないわけです、5 月ですけど。そういうところでまずは、子育て世帯についてもパート従業員の方、共稼ぎで奥さんの給料も充てにしながら生活をしてる、そういう方もたくさんおられると思います、町内でも。そういうところについて本当に子育て世帯への特別給付金もこれだけでいいのか、1 万円で良かったのか、それについて完璧な施策を求めているようではありますが、まず第 1 弾、第 2 弾あるはずですよ。それについて十分なのか、子育て世帯についての。

それとあと 10 万円の給付も、今商工会から陳情も出ております。陳情はそんなに完全なものではないかも分かりません。ですけどなんで訴えているかということ、目の前の生活が苦しいからです。商売というのは貯金がいっぱいあるわけでもなく、資金繰りが大変のなかだっているところはたくさんあると思います。明日からお金が入らない、どうということかと言いますと、1 か月が待てるかどうか、そういうこともあると思います。次の臨時会は 29 日です。そういうところで、そこまで何もしないって言うのはおかしいが、以上どうでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 充分かとどうかというところ言えば、それぞれの状況によって違うと思いますが、何度も繰り返しになりますが、無いよりはなんでもあったほうがいいわけです。無いよりはあったほうがいいなぐらいの支援策であれば、例えば事業者、例に出された事業者の話で言いますと、それによって廃業の危機から脱するというような状況にならなければ、支援策として効果がない話になります。第 1 弾、第 2 弾、第 3 弾というふうに仰いましたが、効果のない施策をとにかくやり続けても、本当に事業者は助からないわけでありまして、今、国県の支援策だけを展開していくということではなくて、町としてもできる限りのところこはやっております。ふるさと納税で返礼品に活用することで、通販のチャンネル等を持たない事業者に対して、通販のような売り上げを立てていくように、ふるさと納税の返礼品の活用等もしております。こういったところは特に予算等でできませんので、議会の承認案件ではない部分もありますので、執行の段階でさまざま工夫してやっております。

町内事業者への支援として、お弁当、島根県のほうで報道に出ていましたが、大山町でも地味に町内事業者でお弁当を作っておられるところ、新たにお弁当を始められたところの情報集約して職員向けに提供して、役場のほうでお弁当をとろうだとか、いろいろ動きはしているところでもあります。経済的なところの給付の支援事業というところでは、やっぱり幅広くやっていくところでは、国県の支援策がありますから、そこが行き届かない細やかなところにしていくのが市町村の役割だというふうに考えて

おります。

確かに事業者の皆さん、苦しいということは承知をしております。売り上げがない状態で固定費ばかり出ていくと先々どうなるんだろうというような不安で毎日過ごされているという事業者は多いと思います。こういったところに少しでも助けになる、こういう経営危機を打開できるような支援策というのを的確に打っていきたいというふうに考えておきまして、商工会関係団体ともいろいろ意見聴衆、話し合いをしておりますし、内部的にも話を詰めているところでもあります。5月の末が遅いのじゃないかというところもありますけれども、いち早く国、県との動きも出てきてますので、ここで急いで何かばらまきのものになってしまわないようにしっかり足元を固めて適格な支援策をやっていききたいというふうに思っています。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 吉原議員。

○議員（12番 吉原 美智恵君） 町長は的確なとか、廃業などしないようにとか、そういうこと言われますけど、今、私たち行政というのは、元々は困っている人、困っている町民を助けるためにみんなで作った組織ではないでしょうかね。ですので、本当に困っている、緊迫しているところをじゃあきちんと調査してください。そして緊迫した緊急のところはきちんと対応する、それぐらいの見極めは、今5月ですよ、できないことはなかったと思います。そしてその商売についても、本当に目の前の真っ暗な人はたくさんいると思いますよ。ですので、行政としては公平性も大事ですけども、やはり緊急事態ですので、そういう小回りがきくから町なんですよ。国や県で特別交付金は今、国でさえ一律でしないと早くなれないから、こういう対処をしたわけでありまして、町がいいところは小さいからこそできるということがありましてきめ細やかな対策ができるはずですよ。本当に困っている人たち、緊急の人たち調べ上げて、それについて対策してください。いかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

吉原議員の指摘のとおりでありまして、困っている事業者、あるいは困ってる町民、たくさんあるというふうに認識をしております。早急な対応、確かにこれも大事です。今日、明日、ほんとうにどうやって生活しようというような方もあろうかと思えます。それを吉原議員は、公平性はなくてもいいというふうに仰いましたが、やはりじゃあ誰にいくら出す、どういうところに、何を出すというのは、ばらばらの対応ということにはならないというふうに思います。公平性というのは、ある程度担保しながら、それでもなるべく早く支援策は展開していききたいというふうに思っています。確かによその町がいろいろ支援策出しているように見えますので、焦る気持ちも分かりますけど、しっ

かり現状をみて対応していきたいというふうに思っています。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 吉原議員。

○議員（12 番 吉原 美智恵君） 町長は一応、意味も分かってくださったようですけれども、臨時議会は 29 日になっておりますけど、これについては変更の予定はありませんか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

29 日は予定でありますので、場合によってはそれよりも早くする可能性もありますので、その際にはよろしくお願いいたします。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（杉谷 洋一君） 11 番 西尾議員。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 今、同僚議員が今言っておられました、ほんとうでね、町長、新型コロナウイルスに影響を受けられた企業の皆様へ特別支援ということで、これ銀行からもらってきたんですけども（資料の提示あり）、銀行も既にいろんな受付というか、相談を相当受けておるみたいで、予算の、国から県から回ってくるみたいで、枠がやっぱりあるみたいなので、そのへんの把握、急いでいるみたいなところが実はあります。それでそれぐらい民間もどんどんやっているんですが、情報も相当入っているみたいで、3 年猶予の 5 年間で払うとか、いろいろ実は細かいことあったりして、それがどうも昨日決まったということなんですけど、実は情報はその前にも入ってましたよ。たぶん、町も入っていると私は思っていますけど、そういう意味で、この度の補正額 16 億、昨日決まったって言ってましたけど、16 億って決めたのは、もう刷ってあるわけで、うちに届いたわけなんですけど、ちゃんと前から準備しとられたわけでしょ。ということはそのもっと前からやっている町も実はあったという事実がある。これだって決定してからだったらもっと先になる話だと私は思っています。で、何が言いたいかというのは、町がうちもやりますよというメッセージを出してほしいと思うんですよね。だから、よその町は、早めに早めに言って安心感があったり、国も出してくれる、県も出してくれる、長期の場合、あるいは本当に苦しい場合、お金がたくさんいる場合にはこうやって別立ての同じ、さっきありましたが持続化給付金であったりするわけです。

同じようなこと言いますが、それはそれですよ。大山町でやれる、で今、町長が言ってましたね、効果的な、状況を把握して効果的な、やるんですね、やるのであれば、はっきり言って私はね、取り敢えず段階的にやったらいいと思いますよ。例えば、智頭なんて 30 万決定してますんで、大山町は 30 万上乘せであります。けども一挙にやるのであれば、最初の分はまず 10 万円出す。それから次の段階で、調べていって苦しい

ところには20万、あとまだ10万上乘せしますよ、と。そういったことってできたはずなんだけど、なんかね、よそが先行したので、隣町とかね、智頭でもそうですけれども。負け惜しみみたいにしか見えん、聞こえんわけですよ。大山町は観光立町であり、農業町でもあります、両方とも凄い打撃受け取る部署ありますよ。それって聞いているわけでしょ。早くしてあげるところは早くしてあげたらどうですか。

あのね、次の臨時会の時、今日皆さん聞いていたら、何言っとるかいなとたぶん思っ
て聞いていますよ。早くやれるんだったら早くしてあげて、段階的に追加、また追加でもやれるんですよ。一括でここにどかん、ここにどかんと、適格に落とさんでもいいわけですよ。取り敢えず網羅して、それから網から抜け出てもっとえらい人があったらそこにまた付けていく。細かいからまた抜けちゃったっていうことだって考えられるわけで、智慧を付けないと私は思いますが、東川町なんかは凄くないですか。ご存じでしょ。やれる意志があればやれるんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）町民みんな見
てますから、一生懸命、だからほんとでうちでも考えていますみたいなことがあったらね、はっきり固まらんでもいいと思うけど、安心のためにも何かあったらおっしゃって
いただいたほうがいいと思いますけどどうですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

確かに打ち出したほうが安心感はあります。町としましては、臨時の予定が次29と
いうことでお話をさせていただいているようですけれど、可能な限り早い段階で補正予算
ということになれば、また29にこだわらず早い段階で提案して支援策を打ち出してい
きたいというふうに考えています。

○議員（11番 西尾 寿博君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 西尾議員。

○議員（11番 西尾 寿博君） 大山は旅館街があって30軒ほど実はあるですけど、個
別の話でなくて、全体的な話なんですけどね、1月からはっきり言ったら、この5月ま
でに売り上げがひと月ほど、って言ってました。実質ひと月ほどなんです。雪不足でお
客さんが来なかった。まあ、30なん日営業したんだけど、休みなして本当で満員にな
ったないんですよ。それでもうちちょっと言うと、8月の団体さんを予定していた既に合
宿とか、ああいった大きなものが無くなっていると言っていました。そうすると秋です、
1月から秋までの間に1月分しか収入がないと私は記憶しましたよね。すぐ分かります、
そなん。そうするとすぐでも欲しいんですよ、たぶん。気持ちも萎えてますよ。それ
を元気づけるためにも、もう少しね、町長。よっしゃ、実はこれぐらいのこと考えてお
るってことがあったら、これでおしまいになりますけどお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 事業者を元気づけるために支援策をやっていききたいという気持ちは同じです。特に大山寺周辺の事業者の方で言えば、この暖冬でスキー場の営業日数も過去にないぐらい少なく、お客さんの入込みも少ない。さらにコロナウィルスの影響があって、連休、そして夏に向けて予約がキャンセルになっているというところは、把握をしています。そういった事業者をはじめ、町内の事業者が希望を持って事業が継続できるような支援策を打ち出していきたいと考えています。

○議長（杉谷 洋一君） 他に質疑ありませんか。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長、3番。

○議長（杉谷 洋一君） 3番 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） スケジュールのことで一つはお伺いしたいと思います。

5月11日に発送して5月12日から受付開始、支給開始が5月22日ということですが、なんでこんなにかかるのかなというのが実感です。受付をされて10日間、待たなきゃいけない理由を教えてくださいたいと思います。

それからその後、22日1回で終わりじゃないでしょうか、22日の次には、どんな段取りでどんな区間で支給をされるのか、これを確認のためにお伺いしておきたいと思っています。

とにかく、この事業のキモは早くやることです。早くやるのが、一番の効果だと思います。そして5月29日ですか、次の臨時会には必要であれば補正予算というふうな話で町独自の事業も考えるという答弁をいただきましたけれども、その中にですね、ちょっとこれはどうかなというふうに思ったことがございます。

今学校が休業しております、給食用の牛乳が止まっております。生産者にとっては生活に直結する飲用乳の単価下落を心配しておられるというふうに報道をされています。牛乳というのは、生徒の発育にとって非常に重要なものですし、それということは、今年度の当初予算案に給食補助金2,603万円が計上されています。この休校による給食停止に伴って不要となるこの補助金の一部を使って、生徒に対して相当の支援をする牛乳を配っていくというふうなことはどうかなというふうに考えました。確かにそういったことも含めて、町長が、戦略の逐次導入はしたくない、効果的なことをやりたいというふうに仰るのは、よく分かります。

それであるならばですね、この自然災害ともいえるこの新型コロナウイルス感染症についてこの全体像をどういうふうに捉えていらっしゃるのか。例えば1年、あるいは1年半、あるいは2年、この間を捉えて効果的な対応をとっていくというふうにおっしゃるなら非常によく分かるし、また町民にとってもそれまで頑張っていけば、先が見えるんだな、希望があるんだなというふうに思えるわけですが、そういった情報をしっかり出して頂ければなと思っています。そういうことを大山町がどのように捉えてどのように対

応されるつもりなのか、町長の思い、正式な答弁でなくてもいいですから思いを伺っておきたいと思えます。よろしくお願い致します。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） スケジュールについてでございますが、発送が5月11日、受付開始が5月12日、給付が5月22日ということで予定してございますが、10日もあるということでございます。受付開始を最初が5月12日にいたしますが、それから支給決定、ある程度申請が参りましたら、15日で1回閉めて支給決定を15日にしたいというふうに考えております。それからその前段としまして、その金融機関のほうに支払いをする事務がございますが、その期間が概ね5日程度、その事務処理としてですね、金融機関さんのほうが必要であるというところから22日に振込をするというところで予定をしておるところでございます。

それから次が予定といたしましては、5月27日の水曜日を予定しておりまして、それから毎週水曜日がですね、振り込みの日ということで、設定のほう進めさせていただけたらというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

まず学校の給食の牛乳の関してですけれども、町内の生乳生産者、酪農家が提供している生乳によって作られている牛乳というのが町内の学校給食で使われているところがあります。3月に学校給食がキャンセルになった際に、牛乳の生産者からそういったところを補填してほしいという話があってそれは補填するように対応しております。

今回の約2週間の臨時休業に関しましては、祝祭日を含みますので、実質学校の休業は4日ですので、もしもこの4日分の授業の遅れが吸収できないということになれば、夏休みあたりで調整になったりして、実質給食の全量としてはあまり変わらないところになるかと思えますので、今回の臨時休校に関する部分での不足するのは、特段検討はしておりませんが、状況を見ながら必要な対応はしていきたいと思っております。

コロナウィルス全般に関しましてですが、これはいろんな見方がありまして、1年2年長く続くというような見方もあります。町としましては、一番最悪の事態を想定してさまざまな対応をしていかないといけないというふうに考えておりますので、これが1、2か月で収束するというような状況にはないというふうには想定をして動いているところであります。

町民の皆さんや事業者の皆さん、先々見通しが立たないなかで不安な生活を送っておられるというふうに承知しております。こういった方々の不安が少しでも和らぐように行政としても対応していきたいというふうに思っておりますし、必要な支援策をひとつ

ではなくて、必要なだけ打っていきたいというふうに思っています。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3番 門脇 輝明君） 振込の日程ということで、支払い手続きに概ね5日間という話でしたが、銀行のほうも確か3営業日前に入れば振込が可能だというふうに以前は聞いておりました。今はどうか分かりませんが、そういったことで努力していただいて5日ということでしょうけれども、早くということが、1番ねらい目であるところから考えて、金融機関と交渉していただいて短くしていくことはできないのかな、することはできないのかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

そして町長の全体像ということで、短期間では収束しない見込みで動いているというのですが、ざっとそれでは、この取り組む事業として2年間、あるいは3年間のスパンで考えて、今取り組んでいるんだというふうなことが言いにくいかもしれんけども、言っていたら、そこまで町民としては一緒にがんばるんだという意識づけになると思いますので、お答えいただきたいと思います。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） 金融機関の処理の日数が3営業日で可能ではないかというお話でございますが、こちらのほうで伺っていますのが、最短で4営業日前と聞いている。そうしましたら、土日が入りますからほぼ5営業日ということになりましてそのへん間違いがあってもいけませんので、5営業日というところをお願いできたらというふうに考えておるところでございます。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） その振込日に関しましては、金融機関から正式な返事がまだ出てないところであります。副町長も直接金融機関と話をしているところですので、1日でも早くならないかというところはさらに要望、交渉していきたいというふうに思っています。

コロナウィルスに関しましては、長期的な闘いになる可能性も視野に入れながらやっております。町民の皆さん、町内には新型コロナウイルスが幸いにも発生をしていない状況でありますけれども、間接的に様々な行動が制限されて自粛要請が出されて、さらには経済的な実害が出ているというような現状があります。これを今だけの対策に終わらせることなく長期的に町民や事業者と寄り添って支援策を展開していきたいというふうに考えておりますので、引き続きのご協力をよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議員（3番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 門脇議員。

○議員（3 番 門脇 輝明君） 長期的にということで、しっかり町長の考える方向を応援していきたいと思いますが、これから先、今は緊急の経済対策あるいは生活維持対策ということで国も取り組んでいるわけですが、この後しばらく収まった時に、今度は景気間髪のための施策を当然国としては、打ち出されると思うんですけど、今ちょうど打ち出され時にさっと手を挙げられるように、しっかり各課、各担当において、町としてはどういうことをやっていけば町内の景気の回復に、あるいは振興に役立つことができるのかということは今からしっかり検討しておいて、すぐ着手できるようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） コロナウィルスが収束に向かってこのいわゆる経済の V 字回復期というようなところにきた際には、町として国、県の支援策に手上げるのは最低限やりますし、町独自の経済支援策、経済刺激策というところもしっかりやっていきたいと考えています。

○議長（杉谷 洋一君） 他にありませんでしょうか。

○議員（2 番 池田 幸恵君） 議長、2 番。

○議長（杉谷 洋一君） 2 番 池田議員。

○議員（2 番 池田 幸恵君） すみません、今までたくさんの意見が出て確認です。皆さんやはり情報が、得られる情報が住民は少なくて凄く不安を感じています。今日、交付金のことも 11 日書類発送で 12 日受付開始、22 日に支給が開始されるということもありました。そういうのを是非いち早く、すばやく住民の皆さんに伝えて欲しいと思います。

コロナいつ終わるか分からない、本当に日々不安な中で生活している人がたくさんいます。何が重要かというところ分かっている情報、情報を知ることだと思います。今こういうふうな文書発送以外に、どのような方法で周知をしようと考えているか教えてください。

○住民課長（永見 明君） 議長、住民課長。

○議長（杉谷 洋一君） 永見住民課長。

○住民課長（永見 明君） スケジュールについてどのような方法でということでした。現在考えておりますのが、ホームページでスケジュールですとか、そういった方法について更新していきたいというふうに考えておりますし、あと町報なり、大山チャンネルですね、お知らせをしていきたいというふうに考えているところであります。

○議員（2 番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 池田議員。

○議員（2番 池田 幸恵君） 是非、いろんな手段を使って広報していただきたいと思っています。ホームページであればネット環境がなければなかなか見れない、広報だって月1回、大山チャンネルだったら随時見れますし、あと町独自の防災無線等ありますので、あらゆる手段を使って広く住民の皆さんに届くようにお願いしたいと思っています。

○議長（杉谷 洋一君） 質問を。

○議員（2番 池田 幸恵君） はい、他にもラインとか町の防災無線、いろんな手段がありますが、その他今課長が述べられた以外のことでもしていけますか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 必要な情報発信手段を使って広く住民に周知をしていきたいというふうに思っています。

○議長（杉谷 洋一君） よろしいですか。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○議長（杉谷 洋一君） 長時間に渡りましたけどここで休憩に入りたいと思います。

休憩とればまた次のは、中途半端になりますので、ちょっと長いですけど、昼休憩さしていただいて1時ちょうどに議会を再開したいと思いますので。

ここは休憩ということでお願いします。

午前11時41分休憩

午後1時00分再開

日程第6 議案第69号

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。では、午前中に引き続き日程に入っていきたいと思います。

日程第6、議案第69号 令和2年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 69 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に基づき、傷病手当金の支給に要する経費を計上し、既定の歳入歳出予算にそれぞれ、240 万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、22 億 6,929 万 7,000 円とするものです。

補正の内容は、歳入として、国からの特別調整交付金 240 万円の増額、歳出として、傷病手当金 240 万円を新たに追加するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（杉谷 洋一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長、9 番。

○議長（杉谷 洋一君） 9 番 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） 手当を 240 万円みてありますけども、これはどういう根拠でですね、金額を出されたかお尋ねいたします。。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長

○議長（杉谷 洋一君） 末次課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） お答えいたします。

事前に資料を全員協議機資料ということでお配りしております。

その資料をご覧くださいますと 1 枚はぐっていただきまして 3 ページ目の最後の部分でございますが、この補正予算についての説明をさせていただいております。後段のところ見ていただきますと、深刻な場合を想定して計算しておりますが、月額 36 万円の給料を受けられている、それを 1 月 30 日働いておられる、その 30 日で割りまして、その 3 分の 2 が日月の手当金ということになります。あとは、それを入院等で長期にわたった場合を仮に想定いたしまして、2 カ月分ということで一人当たり 48 万円、その 5 人分ということで計算はしております。

ただ、運営につきましては、こういった人数なり、期間に限らずその対象になられた方の実態に合わせた形での手当金を支給するというふうにさせていただきます。以上です。

○議員（9 番 野口 昌作君） 議長。

○議長（杉谷 洋一君） 野口議員。

○議員（9 番 野口 昌作君） 5 人の根拠はどういうことですか。

○健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長

○議長（杉谷 洋一君） 末次課長。

○健康対策課長（末次 四郎君） 根拠といいますか、あまりこういったケースはないほうがいいかと思いますが、万が一を想定して長期に渡った療養になる方をメインの数字で 5 人というふうに設定させていただきました。

〔「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

- 議長（杉谷 洋一君） えらい早いですな。他に質疑ありませんか。
- 議員（4 番 加藤 紀之君） 議長。
- 議長（杉谷 洋一君） 4 番 加藤議員。
- 議員（4 番 加藤 紀之君） 全額国、県からの支出金になってます。先ほどの一般会計でもそうだったんですけども、人件費部分も国からの補助金、交付金があるみたいですけども、仮にこの 240 万で足りない場合は、また追加で県のほうから支出があるということでしょうか。
- 健康対策課長（末次 四郎君） 議長、健康対策課長
- 議長（杉谷 洋一君） 末次課長。
- 健康対策課長（末次 四郎君） 国のほうからは、事前の連絡で全額交付金で手当をする、支援をするというような連絡が入っていますので、手当をしていただけるものだというふうに思っています。以上です。
- 議長（杉谷 洋一君） 他に質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（杉谷 洋一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（杉谷 洋一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
これから議案第 69 号 を採決します。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
〔 賛成者起立 〕
- 議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。
したがって、議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

日程の追加

- 議長（杉谷 洋一君） 次に、本日までに大山町商工会から、「新型コロナウイルス 感染拡大に対する緊急支援の陳情」を受理しました。
これは、現在、新型コロナウイルスの感染が拡大し、政府の緊急事態宣言が発出され、大山町内の事業者の皆様においても 経営が非常に苦しくなっているなかで、緊急支援の要望が陳情されたものです。
お諮りします。これを、緊急を要する事件と判断し、日程に追加し、追加日程第 1 陳情第 5 号として、議題にしたいと思えます。ご異議 ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。
したがって、陳情第 5 号を日程に追加し、追加日程第 1 として 議題とすることに 決定

しました。

○議長（杉谷 洋一君） ここで、追加の議事日程表をお配りしますので、しばらくお待ち下さい。

午後 1 時 7 分休憩

午後 1 時 8 分再開

追加日程 第 1

○議長（杉谷 洋一君） では、再開いたします。

追加日程第 1、陳情第 5 号 新型コロナウイルス 感染拡大に対する緊急支援の 陳情を議題とします。お諮りします。

陳情第 5 号 については、緊急を要する事件として、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 5 号については、委員会の付託 省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず原案に対して反対反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に、賛成者の発言を許します。

○議員（11 番 西尾 寿博君） 議長、11 番。

○議長（杉谷 洋一君） 11 番 西尾議員。

○議員（11 番 西尾 寿博君） よろしく申し上げます。いつも最後に話をするんですが、今日は一番始めということで。既に皆さん配ってありますが、資料があると思いますが、これをみますと、支援策でなしというのが 4 つの町ほどあります。まあまだはつきりしていないということもありますが、なかには検討中だということも含めると 7 つぐらいですかね、ただ私これみて実は残念に思っています。大山町は 3 月定例会の時にコロナがこんなにひどくなるなんて思ってもみなかった節があります。例えば梅雨になったころには治ってるんじゃないかなとか、あつたかくなると治ってるんじゃないだろうか。

あとはだんだん良くなるんじゃないかなと。まあコロナウイルスってたちの悪い風邪かなのかなぐらいに思っておったかもしれんですが、こんなに世界中で、今 20 万人ぐらい亡くなっているんですかね。100 万以上、感染者が超えました。日本でも、今後収束する気配がないので、増えるんだろうな、もう 1 万超えましたし、相当な人数になるというふうに思われます。そこで今現在とっている対策はコロナ対策なんですけれど、

大山町の場合は、旅館内 29 軒ほどらしいですが、30 軒ほどあるんですが、既に 1 月から始まっていると言ってもおかしくないのかなと。雪不足で 34 日、35 日営業したというふうに言われておりますが、実質で言うと、半分かなと。時を分けながらやっていくとお客さんはあてにならないということで、たぶん来なかった方がたくさんあるんじゃないかなと思ったりします。そういった中で、それが大変な雪不足が困った困った言いながら、今度はコロナですよ。コロナはまだまだ長いので、もう既に夏合宿なんかの予約が入るものが、もうキャンセルだと。あるいは計画はしないとか、というような連絡が入っているそうです。そうしますとね、気持ちがなえちゃうんですよ。ただでさえ困っておるところにコロナが入ってきて、気持ちがもう入らないというかね、完全にしまっちゃってるんで、今後どうするかなというようなことばっかしたぶん考えておると。

それで前段が長くなりましたが、よその町はそのようなことがあるかないかは別として、大山は実は冬からのそんな状況があるわけです。

そうするとですね、やっぱり特別に何か手を打ってあげる、思い切った策をやってあげる、そういった基金というのは、各町に積んであるんわけです。財政投融资、基金とか、調整基金というかね、ああったものが実はあって、あれは何のために実はあるのかなと。国債買ったりしとるお金も実は大山町、実は随分あるんで、そっちのほうで利息が 2,000 万は入るといようなこともメリットはメリットですが、本来の姿は、このような場面の時に思い切った対策が打てる、県、国がやらないことを町が思い切ってやるための基金だったと私は思っています。

何もなければそれいいですよ。あー良かった良かった。国債買っておって利息入るんで良かったねということになるんだらうけども、2 年も 3 年も前からですね、実はこういったことが心配されておりました。ところが、現実的にこんなことが本当で起こっちゃったなど、私は本当で危惧していますんで、その時に、じゃあ何を糧にして生きていくのか、いや大山町は、県や国がなかなか手の届かないところとか、あるいは時間が掛かることを町として、取り敢えず闘いましょうとか、ぐらいなことができるはずなんですよ。だからよその町はこうやって早めの支援策を出した。大山町はもっと早くても良かったな、大山町の方が旅館街から見たらもっと大変だな私は実は感じておりました。

そういった意味で、ちょっと遅きになりましたが、町長も仰っています。しっかり対策をしたいとおっしゃってますんで、それには期待しますが、取り敢えず早めの対策もうって私は思っております。具体的になにがいいのかなと私は思いますが、私の考えは、選別というのは凄く難しいので、機械をみるとおもしろいんですよ。穴がいっぱい開いていて、小さい穴、大きい穴、梅の選別機ってあるんですが、まずぜーぶゴロゴロ流す、そして小さいやつが先落ちる、で、大きいやつがだんだん後になって落ちていくんですけど、穴が違うんで。そうやって選別しますが、私はあれをちょっと考えた時に、まず網をかぶせる場合は、ざっとかぶって行ってそれから深刻なところについてはもう

一段階、あるいはもう少し違うところは国の施策、あるいは県の施策について補助してあげるとか、応援してあげるとかというようなね、実は考えれんこともないなと私は思っています。

取り敢えずスピーディーにこの施策を進めて欲しいなというのが私の願いであって皆さんも一緒かなと思いますが、今日は一番はじめとして、そのような話をさせていただきました、皆さんの熱意でしっかりとサポートしていきたいなと思ってますのでよろしくをお願いします。終わります。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。

○議員（15番 西山 富三郎君） 議長、15番。

○議長（杉谷 洋一君） 15番 西山議員。

○議員（15番 西山 富三郎君） 昨日私は、中山地区の友人に会いました。素潜りでサザエを採っている人です。サザエが売れなくなって、「西山さん、わたしどもも休業ですよ」ということを聞きました。このような現実が大山町にもあります。人々にまで影響しています。

行政というのは、3つのSが必要です。スピード、スプリット、スマイル、迅速笑顔、精神です。公務員文化という言葉は私最近言っております。公務員文化というのは、役場の職員の皆さんが自分の使命と責任を感じ、そういう組織の形態を整理させることです。

議会の使命というのは、住民とともに歩むことです。この商工会の陳情をうけて、対策というのは、その場限りの対策ですから、政策をつくることです。政策をつくって安全、安心な悠久のまちづくりをしなくてはなりません。商工会の発展なくして、町の繁栄はありません。陳情に賛意を示し、賛成討論といたします。よろしくをお願いします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。

○議員（6番 大杖 正彦君） 議長、6番。

○議長（杉谷 洋一君） 6番 大杖議員。

○議員（6番 大杖 正彦君） 私はこの陳情に対して、賛成の立場で討論いたします。

この陳情書に書かれてありますように、このコロナ騒ぎ騒動は、1事業所とか関係なく全町民に及ぼす大きな問題であります。

特に、その中で経済活動という面で生活の基盤を立てている業者の方々にとってはさらに深刻な問題ではないでしょうか。ここに書かれてありますように、中でも観光関係は地域の移動を制限されています。ということは、経済活動、あるいはその商工活動が

もうゼロになっていますね、そういうものに対して、どういうことを今考えなくちゃいけないというのは、これは行政の使命だというふうに考えます。

詳しいことは先ほどいろんなことを前の西尾議員も仰いましたけど、省きますが、中でも観光売り物にしている大山では、今シーズンご承知のとおり、雪不足で大打撃を受けております。例年の4分の1、5分の1です、それをゴールデンウィークあるいは夏の合宿とかで期待はある程度、その当時はしていましたが、それが現在、殆どの業者が営業の自粛、もしくは休業しております。であれば、これからやっていくすがすべて奪われたという状態でございます。

この要望の中にありますような状況を全て行政としては受け取って、対応するように私は望みながら、賛成とします。

特にですね、大きい冬のウエイトの高い業者の方は消費税があります。この消費税は昨年度の売り上げに対してかかってくるんです。それは殆どのみなさんが今年の売り上げの中からある程度、工面していくものでありますので、そういう意味でも困窮度と言うのは非常に高いと考えています。

そこでですね、ここにありませんけど、そういった業者のこれからの支払いが総じてきます、消費税を含め、固定資産税、いろんな税金、大山は特に水道料が非常に高い、そういう料金の免除とまで言いませんけども、減免なり猶予を含めて行政の対応を強くしていただくよう望みまして賛成の討論といたします。

○議長（杉谷 洋一君） 次に反対者の発言を許します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） 次に賛成者の発言を許します。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） いいですか。じゃあこれで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第5号を採決します。お諮りします。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（杉谷 洋一君） 起立多数です。

したがって、陳情第5号は採択することに決定しました。

閉会宣告

○議長（杉谷 洋一君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は・・・

〔「議長、9番」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉谷 洋一君） はい、9番。何ですか。

○議員（9番 野口 昌作君） 今、陳情についてですが、採択の陳情になったわけでご

ございますけど、私も最初よう読んでおりませんでした。この大山町の大山寺自治会、大山旅館組合、大山さんどう振興会から出ているお願いは、これは陳情でございます。全くの。これね、やっぱり陳情として捉えていくのが本来でないかと思えますよ。

[「休憩」「休憩」と呼ぶ者あり]

○議長（杉谷 洋一君） 休憩します。

午後 1 時 24 分休憩

午後 1 時 26 分再開

○議長（杉谷 洋一君） 再開します。

これで本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 2 年第 4 回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（持田 隆昌君） 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。着席。

午後 1 時 27 分終了

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 森本 貴之

署名議員 池田 幸恵